

第17回 定時株主総会 招集ご通知



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本年は株主総会へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

会場内のソーシャルディスタンス確保に伴い、席数が非常に限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことをあらかじめご了承ください。

株式会社アクトコール

◆日 時

2020年12月24日（木曜日）午前10時

（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

※当日お土産のご用意はございません。

◆場 所

東京都千代田区麹町6丁目6番地

東京消防庁スクワール麹町

3階 錦華

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

◆決議事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

◆目 次

招集ご通知 （提供書面）	P 1
事業報告	P 3
連結計算書類	P 25
計算書類	P 27
監査報告書	P 29
株主総会参考書類	P 35

株 主 各 位

東京都新宿区四谷二丁目12番5号
株式会社 アクト コール
代表取締役社長 福 地 泰

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日のご出席はお控えいただきたく、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会に来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお取りいただけますようお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日 of 応当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第17期（当期）より事業年度の末日を11月30日から9月30日に変更したためであります。）
2. 場 所 東京都千代田区麹町6丁目6番地
東京消防庁スクワール麹町 3階 錦華
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第17期（2019年12月1日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2019年12月1日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 株式移転計画承認の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.actcall.jp>) に掲載しております。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人が株主総会に出席される場合、定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。また、その際は、代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.actcall.jp>) に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止への対応〉

1. 株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時ご確認くださいとともに、健康状態にご留意いただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願い申し上げます。

2. 来場される株主様へのお願い

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用（受付においては手袋着用）で対応させていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため所要時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の所要時間を短縮するため、ご質問は株主様おひとり1つのみとさせていただきます。あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.actcall.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年12月1日から)
(2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期は、決算期変更に伴い、当連結会計年度は10カ月の変則決算となっております。
このため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の影響による世界各国の経済環境の悪化とともに、日本政府による緊急事態宣言を発出したことなどにより経済活動が停滞した結果、極めて厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、原点回帰をスローガンに、従前からの主力事業である住生活関連総合アウトソーシング事業、決済ソリューション事業に当社グループの資源を集中させる一方で、不動産総合ソリューション事業におけるサービスオフィス運営事業を会社分割により承継し、保有する不動産物件を売却することにより、事業整理を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,970百万円、営業利益753百万円、経常利益698百万円、親会社株主に帰属する当期純利益452百万円となりました。

各セグメントの状況は、次のとおりであります。

(住生活関連総合アウトソーシング事業)

住生活関連総合アウトソーシング事業においては、緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービス、その他住生活に関わるサービスの開発、提供を行っております。

当社グループが市場とする不動産賃貸業界においても“働き方改革”にはじまる企業の業務効率化やアウトソーシング需要が高まっていることより、緊急駆けつけサービス等の賃貸入居者を中心とした会員制サービス、不動産会社向けコールセンターサービスの受託件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により新規獲得件数の増加率は減少したものの堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度末時点の累計有効会員数は569千人となり、当連結会計年度における住生活関連総合アウトソーシング事業における売上高は2,593百万円、営業利益は308百万円となりました。

(不動産総合ソリューション事業)

不動産総合ソリューション事業においては、前連結会計年度からの多角経営方針の見直しに伴う事業整理の一環にて、主力である住生活関連総合アウトソーシング事業及び決済ソリューション事業とシナジー効果による収益拡大が比較的小さいサービスオフィス運営事業を会社分割により承継し、保有する不動産物件を売却したことにより、不動産総合ソリューション事業より撤退いたしました。

以上の結果、不動産総合ソリューション事業の売上高は265百万円、営業利益は27百万円となりました。

(決済ソリューション事業)

決済ソリューション事業は、不動産賃貸管理会社、不動産オーナー向けに、家賃の概算払いと出納業務を組み合わせた家賃収納代行サービス等を提供しております。

前連結会計年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響はあったもののリモートでの営業を行う等により、家賃保証会社との営業を強化するとともに、積極的に不動産会社へのアプローチを行いました。

以上の結果、決済ソリューション事業の売上高は1,112百万円、営業利益は441百万円となりました。

事業区分の売上高は以下のとおりです。

事業区分	第16期 (2019年11月期) (前連結会計年度)		第17期 (2020年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
住生活関連総合 アウトソーシング事業	百万円 2,949	% 64.9	百万円 2,593	% 65.3	百万円 -	% -
不動産総合 ソリューション事業	463	10.2	265	6.7	-	-
決済ソリューション 事業	1,129	24.9	1,112	28.0	-	-
合計	4,542	100.0	3,970	100.0	-	-

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中の総投資額は、62百万円となりました。
- ③ 資金調達の状況
当社グループにおける当連結会計年度の借入金は、458百万円減少し、当連結会計年度末の借入残高は、1,076百万円(短期借入金500百万円、長期借入金576百万円)となりました。
また、第三者割当増資に伴い2,782,900株の新株式を発行及び新株予約権(ストック・オプション)の行使に伴い532,800株の新株式を発行し、あわせて3,150百万円の資金を調達しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
2019年12月26日付で、不動産総合ソリューション事業のうち、サービスオフィス運営事業に関する権利義務の一部をサーフィス株式会社に会社分割により承継させました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社インサイトが当社持分法適用会社である株式会社IS reviewの株式を玉川昌範氏へ一部譲渡し、株式会社IS reviewは、第2四半期連結会計年度より、当社の持分法適用会社から除外されました。
その他当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年11月期)	第 15 期 (2018年11月期)	第 16 期 (2019年11月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高(百万円)	4,093	5,997	4,542	3,970
経 常 利 益(百万円)	271	312	823	698
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	2	△102	541	452
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	0.38	△13.36	68.68	48.27
総 資 産(百万円)	6,078	5,770	5,912	9,533
純 資 産(百万円)	785	665	1,257	4,895
1株当たり純資産額(円)	100.88	86.31	156.30	433.06

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年11月期)	第 15 期 (2018年11月期)	第 16 期 (2019年11月期)	第 17 期 (当事業年度) (2020年9月期)
売 上 高(百万円)	3,333	4,669	3,440	2,832
経 常 利 益(百万円)	376	224	577	436
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△86	△421	445	344
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△11.23	△54.87	56.61	36.67
総 資 産(百万円)	4,713	3,797	3,657	6,384
純 資 産(百万円)	853	382	865	4,391
1株当たり純資産額(円)	109.73	49.50	108.66	389.78

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は当社普通株式5,847,300株（議決権比率52.0%を保有しております。当社は、親会社から取締役（監査等委員を含みます。）の派遣を受けております。

(ii) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定しております。また、これらの取引は取締役等が当社の社内規程等に基づき、親会社とは独立して最終的な意思決定を行っているため、その意思決定手続きは適正であり、当社の利害を害すものではないと考えております。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 イ ン サ イ ト	100百万円	100.0%	家賃等決済代行サービス等の提供 (決済ソリューション事業)
株 式 会 社 ア ク ト ク ロ ス	20百万円	51.0%	電力、ウォーターサーバー、緊急駆けつけ サービス等の販売 他 (住生活関連総合アウトソーシング事業)

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄の（）には、セグメントの名称を記載しております。
2. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

当事業年度末日において特定子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年5月30日付にて公表いたしました「改善状況報告書」に記載のとおり、2018年11月16日付にて公表いたしました「改善報告書」に記載の改善措置を継続的に講じるとともに、当社グループの継続的な発展と経営基盤の強化を図るため、また当社グループを取り巻く不動産・住宅業界の変化、お客様のニーズの多様化への対応に向け、以下の項目を課題と認識し、持続的かつ健全な成長を達成するため重点的に取り組んでまいります。

① コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス・リスク管理体制の強化

当社は、過去に過年度の不適切な会計処理に係る第三者委員会の調査報告書の内容を踏まえ過年度決算訂正を行ったことを真摯に受け止め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上をめざし、経営の透明性・客観性の確保のためコーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な課題であると認識しております。

そのため、取締役会を含めた社内機関の体制を見直し、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るとともに、経営の監督機能と業務執行機能を分離することで、経営の透明性・客観性の向上を図ってまいります。

また、コンプライアンス委員会の実効性を確保し、リスク管理を実施する管理部門の人員を強化することでグループ全体のコンプライアンス体制の強化及びリスクマネジメント体制の強化を図ってまいります。

② 多角経営方針の見直し

当社グループは、上場以来、比較的短期間に新規事業を多く展開してまいりましたが、当該事業展開の速度に、適切な会計処理を遂行できる人材確保が追いついておりませんでした。このような状況に鑑み、近年の新規事業や不採算事業を整理し、経営資源を継続的・安定的に成長を遂げてきた中核事業に集中し、経営基盤の強化を図ってまいりました。

今後におきましても、当社グループの得意分野や重要・重点顧客ビジネスをさらに強固なものとするため、過去のような多角的な事業推進は行わず、収益性向上のための既存事業の生産性改革や、主力事業とのシナジーを踏まえた新規事業・サービスの開発を進めてまいります。

③ 人材確保、人材育成による組織の強化

内部管理体制の強化、事業環境の変化及び多様化する顧客ニーズへの対応には「人」の確保、成長が不可欠であると考えております。高い専門性を有する人材、有能な人材であることに加え、企業倫理・モラルへの意識が高い人材の採用に向け積極的な活動を行ってまいります。

また、社員育成・定着率向上を目的に、研修制度の拡充、評価制度の整備をはじめ従業員のモチベーションを維持向上させる仕組みづくりに継続的に取り組み、推進してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループが持続的に企業価値を向上していくためには、内部管理体制の充実と強化が必要です。グループ社内の各部署の業務手順やシステムの適合性、部署間の連携を再点検し、様々なリスクに対して内部牽制機能が十分に備わった体制を構築します。また、必要に応じて新しいシステムの構築も行っておりまいます。

⑤ 個人情報保護と情報セキュリティの強化

当社グループの事業は多くの個人情報を取り扱っており、これらは事業上重要な資産の一つとして認識しております。その保護管理体制構築に向け、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの強化・維持向上に努めることで、引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

また、適切な設備投資を行うことでこれら情報を取り扱うシステムのセキュリティの安定性の確保に取り組み、適切な管理ができる体制整備を継続的に行ってまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的蔓延による影響を受け、事業活動への影響が懸念されております。当社においては、従業員による「密閉、密集、密接」環境下に対する回避の徹底、時差通勤、在宅勤務の推進、リモート会議の活用、出張の自粛等による感染防止及び感染拡大リスク低減のための措置を講じております。

今後におきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

事業区分	事業内容
住生活関連総合アウトソーシング事業	緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービス、その他住生活に関わるサービスの開発、提供
不動産総合ソリューション事業	サービスオフィスやコワーキングスペースの運営
決済ソリューション事業	家賃等決済代行サービス等の提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年9月30日現在)

① 当社

本 店	東京都新宿区四谷二丁目12番5号
コ ー ル セ ン タ ー	鹿児島県鹿児島市

② 子会社

株 式 会 社 イ ン サ イ ト	東京都新宿区四谷二丁目12番5号
株 式 会 社 ア ク ト ク ロ ス	東京都新宿区四谷二丁目12番5号

- (注) 1. 2020年10月1日付をもって、新設分割により株式会社T S U N A G U (東京都新宿区四谷二丁目12番5号)を設立しております。
2. 株式会社アクトクロスは、2020年12月1日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社アクトクロスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

(7) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
住生活関連総合アウトソーシング事業	125名 (204) 名	8名増 (25名増)
不動産総合ソリューション事業	0 (0)	11名減 (8名減)
決 済 ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	35 (3)	1名減 (1名増)
合 計	160 (207)	4名減 (18名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末と比べて使用人数が4名減少し、アルバイト及び人材会社からの派遣社員が18名増加しておりますが、その主な理由はコールセンター人員の増加の一方で不動産総合ソリューション事業の縮小によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
125 (204) 名	3名減 (17名増)	34.17歳	3.58年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む。）であり、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前事業年度末と比べて使用人数が3名減少し、アルバイト及び人材会社からの派遣社員が17名増加しておりますが、その主な理由はコールセンター人員の増加の一方で不動産総合ソリューション事業の縮小によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2020年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	346,672千円
株式会社きらぼし銀行	283,330
株式会社千葉銀行	165,000
三井住友信託銀行株式会社	100,000
株式会社みずほ銀行	75,010

- (注) 1. 当社子会社 株式会社インサイトは、債権流動化極度額4,500,000千円及び1,500,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。
2. 当社グループは運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関と4,300,000千円（上記1. 1,500,000千円含む。）の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。
3. 上記借入金額のほか、下記社債の当連結会計年度末残高があります。
- ・株式会社りそな銀行保証付及び適格機関投資家限定の第2回無担保社債 80,000千円
 - ・株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定の第3回無担保社債 60,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,180,000株
- ② 発行済株式総数 11,248,429株(自己株式1,071株を除く。)
- ③ 株主数 2,220名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	5,847,300株	51.98%
平 井 俊 広	1,648,600	14.66
株 式 会 社 エ フ ォ ー ト	807,800	7.18
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	529,900	4.71
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	444,728	3.95
株 式 会 社 フ ル カ ス ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス	254,600	2.26
永 井 崇 久	249,400	2.22
株 式 会 社 イ ー ・ ラ ー ニ ン グ 研 究 所	89,700	0.80
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE L I M I T E D	81,600	0.73
菊 井 聡	76,000	0.68

(注) 1. 持株比率は自己株式1,071株を控除して算出しております。

2. 発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する持株比率の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における第三者割当増資及びストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は3,315,700株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年9月30日現在)

		2015年5月18日開催の 取締役会決議に基づく 第5回新株予約権	2019年4月22日開催の 取締役会決議に基づく 第6回新株予約権	2020年5月26日開催の 取締役会決議に基づく 第7回新株予約権
新株予約権の数		293個	540個	1,000個
新株予約権の目的 となる株式の種類と数		普通株式 175,800株 (新株予約権 1個につき 600株) (注) 1.	普通株式 54,000株 (新株予約権 1個につき 100株)	普通株式 100,000株 (新株予約権 1個につき 100株)
新株予約権の 払込金額		新株予約権1個当たり500 円を払込むこととする	新株予約権1個当たり2,100 円を払込むこととする	新株予約権1個当たり1,100 円を払込むこととする
新株予約権の 行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 178,800円 1個当たり (注) 1. (1株当たり 298円)	新株予約権 102,600円 1個当たり (1株当たり 1,026円)	新株予約権 118,000円 1個当たり (1株当たり 1,180円)
権 利 行 使 期 間		2016年3月1日から 2022年6月1日まで	2023年3月1日から 2026年2月28日まで	2024年3月1日から 2027年2月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 2.	(注) 3.	(注) 4.
役員の保有状況	取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 3個	新株予約権の数 540個	新株予約権の数 1,000個
		目的となる株式数 1,800株	目的となる株式数 54,000株	目的となる株式数 100,000株
		保有者数 1名	保有者数 2名	保有者数 1名
	取 締 役 (監査等委員を除く社外取締役)	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名	保有者数 一名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名	保有者数 一名

(注) 1. 当社は、2016年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。なお、当該株式分割時点において残存する「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、株式分割の割合に応じて調整を行っております。また、2016年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、残存する「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 行使の条件

- i 当社の2015年11月期から2019年11月期及び2019年12月から2020年11月の累計実績値までのいずれかにおいて経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいう。）が、下記（a）乃至（c）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで
 - (b) 9億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで
 - (c) 12億円を超過した場合、全ての本新株予約権
- ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 行使の条件

- i 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2019年12月から2020年11月の累計実績値、2020年12月から2021年11月の累計実績値、2021年12月から2022年11月の累計実績値のいずれかにおいて当社の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を限度として2023年3月1日以降行使することができる。
 - (a) 経常利益が6.5億円を超過した場合 行使可能割合：20%
 - (b) 経常利益が8億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - (c) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ii 新株予約権者は、2023年3月1日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、上記 i で行使可能となった本新株予約権に対し、すでに行使した本新株予約権を含めて下記(a)乃至(c)の割合を上限として行使することができる。
 - (a) 2023年3月1日乃至2024年2月29日まで：3分の1

(b) 2024年3月1日乃至2025年2月28日まで：3分の2

(c) 2025年3月1日乃至2026年2月28日まで：3分の3

また、行使可能となる新株予約権の計算において、各新株予約権者の行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

iii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

iv 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

vi 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 行使の条件

i 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年9月期における当社の経常利益が、15億円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に当該新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した修正後経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

v 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	福 地 泰	株式会社インサイト 代表取締役社長 株式会社アクトクロス 取締役 株式会社IS review 取締役 株式会社イーガイア 取締役
取 締 役	柘 植 純 史	商品本部 本部長 株式会社アクトクロス 代表取締役
取 締 役	大 橋 弘 幸	株式会社光通信 事業部Grp アライアンス・未上場管理事業部 執行役員 株式会社MEモバイル 取締役 株式会社グランデータ 取締役 株式会社エフティグループ 取締役
取 締 役	大 高 渉	株式会社光通信 事業部Grp アライアンス・未上場管理事業部 統括 株式会社サイサンマーケティング 取締役 株式会社FREE JOB 代表取締役
取締役（監査等委員）	柴 田 亮	株式会社光通信 財務本部財務企画部 部長
取締役（監査等委員）	吉 岡 毅	弁護士 奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー 国民年金基金連合会 評議員 特定非営利活動法人うりずん 理事
取締役（監査等委員）	小 形 聰	税理士 株式会社GALAPアソシエイト 代表取締役 GALAP税理士法人 代表社員 GALAP行政書士事務所 代表 社会福祉法人子の神福祉会 監事 株式会社TNリレーションズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）吉岡毅氏及び小形聰氏は、社外取締役であります。なお、大橋弘幸氏、大高渉氏及び柴田亮氏は、2020年6月15日までの期間は社外取締役でありました。
2. 取締役（監査等委員）柴田亮氏は企業における財務部門の業務に携わっており、また、取締役（監査等委員）小形聰氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2020年6月15日をもって、末古章寛氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。なお、同氏は同日まで社外取締役であり、企業における財務部門に所属し、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かし、企業統治に貢献いただきました。同氏は退任時において、株式会社光通信の財務戦略部・広報IR部 部長でありました。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 当社は社外取締役（監査等委員）吉岡毅氏及び小形聰氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、大橋弘幸氏、大高渉氏、柴田亮氏及び末吉章寛氏につきましても、社外取締役でありました期間において、当該契約を締結しておりました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	2名 (-)	33百万円 (-)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	5 (5)	6 (6)
合 計 （う ち 社 外 取 締 役）	7 (5)	40 (6)

- (注) 1. 上表には、2020年2月27日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名ですが、当社取締役在任時に株式会社光通信に所属している取締役（取締役（監査等委員を除く）は2名、取締役（監査等委員）は1名）については、報酬は支払っていないため、支給員数と相違しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第12回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第12回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与しました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）吉岡毅氏は、奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー、国民年金基金連合会 評議員、特定非営利活動法人うりずん 理事を兼務しておりますが、各兼職先と当社の間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）小形聰氏は、株式会社GALAPアソシエイト 代表取締役、GALAP 税理士法人 代表社員、GALAP行政書士事務所 代表、社会福祉法人子の神福祉会 監事、株式会社TNリレーションズ 代表取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社の間に特別の関係はありません。
- ・取締役 大橋弘幸氏、取締役 大高渉氏及び取締役（監査等委員）柴田亮氏、並びに2020年6月15日に辞任した取締役（監査等委員）末吉章寛氏は、社外取締役であった期間に株式会社光通信に所属しており、同期間において同社は当社の主要株主、かつその他の関係会社であり、当社と同社のグループ会社との間で緊急駆けつけサービス提供等の取引がありました。その他、大橋弘幸氏は、株式会社MEモバイル 取締役、株式会社グランデータ 取締役、株式会社エフティグループ 取締役を兼務しており、また、大高渉氏は、株式会社サイサンマーケティング 取締役、株式会社FREE JOB 代表取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社の間に特別の関係はありません。

2) 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 （監査等委員） 吉岡毅	2020年2月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会11回全てに出席いたしました。 弁護士としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員） 小形聰	2020年2月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会11回全てに出席いたしました。 税理士としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

2. 取締役 大橋弘幸氏、取締役 大高渉氏及び取締役（監査等委員）柴田亮氏、並びに2020年6月15日に辞任した取締役（監査等委員）末吉章寛氏は、2020年6月15日までの期間は社外取締役であり、当該期間における主な活動状況は下表のとおりです。なお、同日までの各会議の開催回数は、当事業年度期初からは取締役会は9回、監査等委員会は10回、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議は5回あり、また2020年2月27日からは取締役会は5回、監査等委員会は6回、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議は4回ありました。

	出席状況及び発言状況
社外取締役 大橋弘幸	2020年2月27日就任以降、2020年6月15日までの当事業年度の社外取締役であった期間に開催された取締役会5回全てに出席いたしました。 主に経営等に係る豊富な経験や専門的知識をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 大高渉	2020年2月27日就任以降、2020年6月15日までの当事業年度の社外取締役であった期間に開催された取締役会5回全てに出席いたしました。 主に経営等に係る豊富な経験や専門的知識をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 （監査等委員） 柴田亮	2020年6月15日までの当事業年度の社外取締役であった期間に開催された取締役会9回、監査等委員会10回全てに出席いたしました。 企業における財務部門に関する豊富な経験や専門的知識をもって、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員） 末吉章寛	2020年2月27日就任以降、2020年6月15日に辞任されるまでの期間に開催された取締役会5回、監査等委員会6回全てに出席いたしました。 企業における財務部門に関する豊富な経験や専門的知識をもって、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 なぎさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員長は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動をとるよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
- 2) コンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役職員の法令遵守に対する取り組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。

- 3) コンプライアンス委員会の活動概要は、必要に応じて取締役会に報告する。
 - 4) 当社と利害関係を有しない非業務執行取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
 - 5) 監査等委員である取締役及び子会社の監査役並びに当社と利害関係を有しない非業務執行取締役による監視を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員である取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 当社及び子会社の業務執行に伴う様々なリスクを認識し、リスク発生を未然に防止する予防対策の強化とリスク発生時の損失を最小限とするため策定したリスク管理規程に基づき各リスクの所管部署において、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。取締役は危機管理について定められたリスク管理規程により管理を行う。
 - 2) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図る。
 - 2) 当社は、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役及び監査等委員である取締役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
 - 3) 子会社は、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するよう取締役会規程を定めており、当社の法務部門が開催状況を定期的に確認する。
 - 4) 当社及び子会社の取締役会は、経営会議の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社の内部監査室は、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
 - 2) 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社及び子会社に内部通報制度を設けるとともに、同制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択できる体制とする。
 - 3) 当社のコンプライアンス委員会及び内部監査室は、平素より、当社及び子会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役に報告、提案を行う。

- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
上記①～⑤に掲げる事項のほか、次の体制を確保する。
- 1) 「グループ会社管理規程」を整備し、当社子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築・推進するとともに、法務部門はこれを所管する。
 - 2) 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、当社子会社の業務執行の適正確保の観点から監査を行う。
 - 3) 適正なグループ経営を推進するため、当社及び当社子会社における情報の一元化・共有化を図り、報告・指示・要請の伝達等を適時・的確に行う体制を構築する。
- ⑦ 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員である取締役の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員である取締役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関する取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員である取締役又は子会社の監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査等委員である取締役又は監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、直ちに当社の監査等委員である取締役へ報告する。また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査等委員である取締役へ報告される。
 - 2) 前項の報告に対し、報告を理由とした不利益な取扱いはい行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員である取締役からの申請に基づき適切に行う。
 - 2) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

⑩ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室等をはじめとする社内組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実行する。
- 2) 監査等委員である取締役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて重要な社内会議に出席する。
- 3) 監査等委員である取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- 4) 監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。

管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備状況及び運用状況は、内部監査室がモニタリングし、改善を図っております。

② コンプライアンス

当社及び子会社では、当社監査等委員である取締役を中心としたコンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、企業活動において法令遵守体制の整備、維持に努めております。また、当社及び子会社の全役職者に対し、当社の法務部門にて定期的にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的として「アクトコールグループ・ホットラインマニュアル」を策定し、当社法務部門及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「コンプライアンス・カウンター」を設置するとともに、「コンプライアンス・カウンター」とは別に人事部門にも個別相談窓口を設置しております。また、当社ホームページのお問い合わせ画面を通じ、外部からコンプライアンス違反の情報を受け付ける体制を整備しております。

③ 取締役の職務執行

当社及び子会社は、「取締役会規程」に基づき、月1回以上の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

④ 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役は、取締役会へ出席するとともに、監査等委員である取締役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部監査室及び内部統制プロジェクトメンバーの担当する内部統制の整備状況及び運用状況を確認しております。また、当社の監査等委員である取締役は会計監査人、内部監査室と四半期に一度、相互に情報交換を実施することで、当社及び子会社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用の助言を行っております。

⑤ 内部監査

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、当社全部門及び子会社の内部監査を実施しております。内部監査に結果は、代表取締役及び監査等委員会に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

⑥ 反社会的勢力との関係断絶

当社及び子会社では、反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続的確認を適宜実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、当面の間は、将来にわたる企業価値向上のために内部留保の充実及び業容拡大のための先行的な投資を優先する方針とし、将来的には業績や景況等を総合的に勘案しながら株主様への配当方針を検討してまいります。

当期におきましては、多角経営方針の見直しによる事業の原点回帰によりグループ経営基盤の建て直し及び業績の回復を達成いたしました。当社グループは今もなお成長過程であることから、内部留保の充実及び業容拡大のための先行的な投資を行うことで中長期的に企業価値を向上させることを優先いたしたく、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,008,365	流 動 負 債	4,176,623
現 金 及 び 預 金	5,364,319	買 掛 金	139,526
売 掛 金	480,490	短 期 借 入 金	500,000
貯 蔵 品	288	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	60,000
立 替 金	1,616,354	1年内返済予定の長期借入金	203,624
未 収 入 金	410,954	リ ー ス 債 務	653
そ の 他	139,506	未 払 法 人 税 等	113,220
貸 倒 引 当 金	△3,547	賞 与 引 当 金	27,635
固 定 資 産	1,522,204	預 り 金	2,179,415
有 形 固 定 資 産	72,620	前 受 収 益	563,931
建 物 及 び 構 築 物	51,941	そ の 他	388,617
工 具 器 具 備 品	20,678	固 定 負 債	461,381
無 形 固 定 資 産	323,550	社 債	80,000
の れ ん	86,819	長 期 借 入 金	373,208
ソ フ ト ウ エ ア	236,730	リ ー ス 債 務	762
投 資 そ の 他 の 資 産	1,126,034	そ の 他	7,411
投 資 有 価 証 券	561,510	負 債 合 計	4,638,005
関 係 会 社 株 式	42,315	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	30,352	株 主 資 本	4,830,107
繰 延 税 金 資 産	356,124	資 本 金	1,884,636
そ の 他	150,903	資 本 剰 余 金	1,815,468
貸 倒 引 当 金	△15,173	利 益 剰 余 金	1,130,427
繰 延 資 産	2,615	自 己 株 式	△424
社 債 発 行 費	2,615	その他の包括利益累計額	41,177
資 産 合 計	9,533,185	その他有価証券評価差額金	41,177
		新 株 予 約 権	7,412
		非 支 配 株 主 持 分	16,482
		純 資 産 合 計	4,895,180
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,533,185

連結損益計算書

(2019年12月 1 日から)
(2020年 9月30日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上	上	原	高								3,970,572
売	上	総	価								2,052,611
販	費	及	利								1,917,961
営	業	業	費								1,164,619
	受	取	利								753,341
	受	分	当								588
	持	法	金								12,463
	助	成	の								3,150
	そ		費								513
営	業	外	用								9,670
	支	払	利								32,073
	支	式	手								26,865
	株	交	付								17,301
	そ	の	費								4,674
経	常	利	益								80,914
特	別	利	益								698,814
	投	資	有	価	証	券	売	却	益		21,403
	関	係	会	社	株	式	売	却	益		263
	新	株	引	受	権	戻	入		益		409
	そ		の						他		1,217
特	別	損	失								13,312
	固	定	資	産	除	却	損		損		49
	投	資	有	価	証	券	売	却	損		2,562
	投	資	有	価	証	券	評	価	損		18,104
	減		損	損					失		34,030
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	688,078
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	193,311
法	人	税	等	調	整				税		38,864
当	期	純	利	益					額		
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	455,902
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	2,990
									期	純	452,911

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,699,367	流動負債	1,531,206
現金及び預金	4,152,241	買掛金	139,940
売掛金	401,573	短期借入金	200,000
貯蔵品	252	1年内償還予定の社債	60,000
前払費用	93,083	1年内返済予定の長期借入金	203,624
未収入金	19,494	リース債務	653
その他	36,268	未払金	107,650
貸倒引当金	△3,547	未払費用	96,336
固定資産	1,682,452	未払消費税等	61,896
有形固定資産	65,260	未払法人税等	11,360
建物	49,683	前受金	37,623
工具、器具及び備品	15,576	預り金	28,172
無形固定資産	156,638	前受収益	563,931
ソフトウェア	153,440	賞与引当金	19,695
のれん	3,198	その他の	321
投資その他の資産	1,460,553	固定負債	461,381
投資有価証券	559,510	社長期借入金	80,000
関係会社株式	400,200	リース債務	373,208
出資金	10	その他	762
長期貸付金	30,352	その	7,411
長期前払費用	3,850	負債合計	1,992,587
繰延税金資産	336,986	(純資産の部)	
その他	144,815	株主資本	4,343,256
貸倒引当金	△15,173	資本金	1,884,636
繰延資産	2,615	資本剰余金	1,822,968
社債発行費	2,615	資本準備金	1,806,036
資産合計	6,384,435	その他の資本剰余金	16,931
		利益剰余金	636,076
		その他利益剰余金	636,076
		繰越利益剰余金	636,076
		自己株式	△424
		評価・換算差額等	41,177
		その他有価証券評価差額金	41,177
		新株予約権	7,412
		純資産合計	4,391,847
		負債・純資産合計	6,384,435

損益計算書

(2019年12月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	売上高		2,832,904
	売上総利益		1,793,849
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費		1,039,055
	営業外収益		741,704
営業外費用	営業外費用		297,350
	受取配当金	2,199	
営業外費用	受取配当金	160,663	
	受取配当金	248	
営業外費用	受取配当金	2,089	
	受取配当金	9,590	174,791
営業外費用	受取配当金	12,612	
	受取配当金	1,147	
営業外費用	受取配当金	985	
	受取配当金	17,301	
営業外費用	受取配当金	3,516	35,562
特別利益	特別利益		436,578
	投資有価証券の売却益	21,403	
特別損失	投資有価証券の売却益	1,626	23,030
	固定資産除却損	13,312	
特別損失	固定資産除却損	49	
	投資有価証券の売却益	18,104	31,467
税引前当期純利益	税引前当期純利益		428,141
	法人税、住民税及び事業税	37,494	
当期純利益	法人税、住民税及び事業税	46,574	84,068
	法人税、住民税及び事業税		344,073

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月27日

株式会社アクトコール
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代 表 社 員 公認会計士 山 根 武 夫 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 西 井 博 生 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクトコールの2019年12月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクトコール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年11月24日開催の取締役会において、2021年4月1日（予定）を期日として、会社単独の株式移転により持株会社である「株式会社シック・ホールディングス」を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月27日

株式会社アクトコール
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代 表 社 員 公認会計士 山 根 武 夫 ㊞
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 西 井 博 生 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクトコールの2019年12月1日から2020年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年11月24日開催の取締役会において、2021年4月1日（予定）を期日として、会社単独の株式移転により持株会社である「株式会社シック・ホールディングス」を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年12月1日から2020年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月30日

株式会社アクトコール 監査等委員会

監 査 等 委 員 柴 田 亮 ㊞

監 査 等 委 員 吉 岡 毅 ㊞

監 査 等 委 員 小 形 聰 ㊞

(注) 監査等委員 吉岡毅、小形聰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2021年4月1日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により、持株会社（完全親会社）である「株式会社シック・ホールディングス」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2020年11月24日開催の当社取締役会において決議いたしました。本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

当社グループは、不動産賃貸市場を主なターゲットとして、住生活関連総合アウトソーシング事業においては、緊急駆けつけサービス及びコールセンターサービスを、決済ソリューション事業においては、家賃決済代行サービス等の不動産管理業務におけるアウトソーシングサービスをそれぞれ展開しております。その結果、当社の2020年9月期連結累計期間の営業利益は753百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は452百万円となっております。

一方で、今後の不動産賃貸業界においては、少子高齢化による単身世帯や高齢者世帯の増加、グローバル化の進展等による入居者やライフスタイルの多様化を背景に、不動産管理会社は入居者の属性や地域の特徴に合致した、より多様かつ高度なサービスを求められることとなり、不動産管理業務のアウトソーシングサービス需要は今後ますます高まると見られております。さらにはテレワーク継続や非対面での業務遂行など、新型コロナウイルスの状況を踏まえた働き方の変化は、不動産賃貸業界に限らずアウトソーシングサービス需要への追い風になるとも考えております。

このような状況のもと、引き続き当社グループは、住生活関連総合アウトソーシング事業及び決済ソリューション事業におけるサービス導入企業を増やし、ユーザー数の拡大を目指すとともに、新たなサービス提供の可能性を視野に入れ、各事業がもつ専門性を高めるとともに、事業領域の拡大を行っていく方針です。その一環として、2020年8月24日付け「会社分割（簡易新設分割）による子会社設立に関するお知らせ」のとおり、当社のコールセンター事業部門を、コールセンター運営に特化した事業会社である株式会社T S U N A G Uとして分社化しております。

当社グループが更なる成長を目指していくにあたり、グループ全体としての適切な体制を確保しつつ、専門性の高い事業会社がそれぞれの分野に特化したコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス・リスク管理体制を強化していくとともに、各事業会社における意思決定を迅速化することが重要であり、そのために最適な体制を構築することを目的として、このたび持株会社体制への移行を実施する方針を決定いたしました。これにより、当社グループは更なる事業拡大と持続的な成長を目指してまいります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場申請を行うことを予定しております。上場日は、東京証券取引所マザーズ市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2021年4月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社アクトコール（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社シック・ホールディングス（以下「新会社」という。）を当社の完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（目的）

当社は、本計画に定めるところに従い、新たに設立する新会社の成立日（第5条に定義する。）において、当社の発行済株式の全部を新会社に移転するため、本株式移転を行う。

第2条（新会社の定款で定める事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1に記載のとおりとする。

第3条（新会社の本店の所在場所）

新会社の本店の所在場所は、東京都新宿区四谷二丁目12番5号とする。

第4条（新会社の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役 福地 泰
設立時取締役 鈴木 良助
設立時取締役 大橋 弘幸
設立時取締役 末吉 章寛

2. 新会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時監査等委員 柴田 亮
設立時監査等委員 吉岡 毅 （社外取締役）
設立時監査等委員 小形 聰 （社外取締役）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

設立時会計監査人 なぎさ監査法人

第5条（新会社の成立の日）

新会社の設立登記をすべき日（以下「新会社の成立日」という。）は、2021年4月1日とする。
ただし、本株式移転の手の続の進行等に応じて必要があるときは、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第6条（本株式移転に際して交付する株式の種類及び数並びにその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日において、当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第7条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 資本金の額 | 金101百万円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

第8条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における当社の新株予約権原簿に記載又は記録された当社が発行している以下の表第1欄の①から③までに掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対して、当該各新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該各新株予約権と同数の、以下の表第2欄の①から③までに掲げる新会社の各新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社アクトコール 第5回新株予約権	別紙2	株式会社シック・ホールディングス 第1回新株予約権	別紙5
②	株式会社アクトコール 第6回新株予約権	別紙3	株式会社シック・ホールディングス 第2回新株予約権	別紙6
③	株式会社アクトコール 第7回新株予約権	別紙4	株式会社シック・ホールディングス 第3回新株予約権	別紙7

2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当社の各新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄の①から③までに掲げる当社の各新株予約権1個につき、それぞれ同行の表第2欄の①から③までに掲げる各新株予約権1個を割り当てる。

第9条（株主総会の承認決議）

当社は、2020年12月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續の進行等に応じて必要があるときは、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第10条（新会社の上場証券取引所）

新会社は、新会社の成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定する。

第11条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の設立時における株主名簿管理人は、次のとおりとする。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第12条（本株式移転の変更、中止）

本計画作成後、新会社の成立日に至るまでに、天災地変、経済の激変、その他の事情により、当社の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当社は取締役会の決議により、本計画の内容を変更し、又は、本計画を中止することができる。

第13条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

（1）当社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合。

（2）本株式移転の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等（関係官庁等による届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合。

第14条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2020年11月24日

東京都新宿区四谷二丁目12番5号

株式会社アクトコール

代表取締役 福地 泰

株式会社シック・ホールディングス 定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社シック・ホールディングスと称し、英文では、CHIC Holdings INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務
- (2) 収益事業の提案・導入・営業支援、集客支援、広告代理業務および出版業
- (3) 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務、清掃、保守管理
- (4) コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託
- (5) 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託
- (6) 不動産の開発、売買、仲介、販売代理、賃貸、保有、運営、管理業務
- (7) オフィス、ビル、マンション、ホテル、スポーツ施設の経営、企画およびコンサルティング
- (8) 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託
- (9) 不動産鑑定業および不動産に関するコンサルティング業務
- (10) 不動産投資顧問業
- (11) 第二種金融商品取引業
- (12) 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務
- (13) 店舗、事務所、住宅の増改築、内装リフォームおよびそれらに関するコンサルティング業
- (14) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- (15) 有価証券・債権の保有、売買および仲介ならびに管理
- (16) 物品売買業
- (17) 通信販売業
- (18) コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務
- (19) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務
- (20) 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ
- (21) 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ
- (22) 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ

- (23) 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務
- (24) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (25) 出版および書籍雑誌等編集業務
- (26) インターネットを利用した不動産情報の提供サービスおよびサイトの企画運営
- (27) 経営コンサルティング業およびマーケティングリサーチ業
- (28) イベント・研修会・講演会・セミナーの企画、開催および運営
- (29) 飲食店、物販店、その他サービス施設の企画、運営、監理およびコンサルティング
- (30) 前各号に附帯する一切の業務

2 当会社は、前項各号に掲げる事業およびこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,180,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法定に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会はその決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第36条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2021年9月30日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 福地 泰

(取締役の当初の報酬等)

第3条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）の額は、第29条の定めにかかわらず、年額5,000万円以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役に対する、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は、第29条の定めにかかわらず、年額1,000万円以内とする。

(本附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

1. この定款は2021年4月1日より制定施行する。

以上

別紙 2：株式会社アクトコール第 5 回新株予約権の内容

株式会社アクトコール 第 5 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

286個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、500円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式600株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金298円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年3月1日から平成34年6月1日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 当社の平成27年11月期から令和元年11月期および令和元年12月から令和2年11月の累計実績値までのいずれかにおいて経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(i) 5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで

(ii) 9億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで

(iii) 12億円を超過した場合、全ての本新株予約権

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成27年6月2日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成27年6月9日
9. 申込期日
平成27年5月29日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社の取締役及び従業員※ 4名 286個
※任期満了による退任取締役を含む。

以上

別紙 3：株式会社アクトコール第 6 回新株予約権の内容

株式会社アクトコール 第 6 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

540個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式54,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、2,100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年4月19日の東京証券取引所における当社株価の終値1,026円/株、株価変動性66.08%、配当利回り0%、無リスク利子率-0.143%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,026円/株、満期までの期間6年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出を行った。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年4月19日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,026円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年3月1日から2026年2月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2019年12月から2020年11月の累計実績値、2020年12月から2021年11月の累計実績値、2021年12月から2022年11月の累計実績値のいずれかにおいて当社の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として2023年3月1日以降行使することができる。

(a) 経常利益が 6.5 億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 経常利益が 8 億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 経常利益が 10 億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、2023年3月1日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、上記①で行使可能となった本新株予約権に対し、すでに行使した本新株予約権を含めて下記(a)乃至(c)の割合を上限として行使することができる。

(a) 2023年3月1日乃至2024年2月29日まで： 3分の1

(b) 2024年3月1日乃至2025年2月28日まで： 3分の2

(c) 2025年3月1日乃至2026年2月28日まで： 3分の3

また、行使可能となる新株予約権の計算において、各新株予約権者の行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2019年5月8日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2019年5月20日
- 9. 申込期日
2019年4月24日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役 2名 540個

以上

別紙 4：株式会社アクトコール第 7 回新株予約権の内容

株式会社アクトコール 第 7 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

1,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数に乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数に乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年5月25日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,180円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新規発行} & & \text{1株あたり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \\ & & & & & \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年3月1日から2027年2月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年9月期における当社の経常利益が、15億円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に当該新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した修正後経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、会社都合により当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2020年6月15日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2020年6月30日
9. 申込期日
2020年5月28日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役 1 名 1,000個

以上

別紙 5：株式会社シック・ホールディングス第 1 回新株予約権の内容

株式会社シック・ホールディングス 第 1 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 600 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 298 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2021年4月1日から2022年6月1日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 株式会社アクトコールの2015年11月期から2019年11月期および2019年12月から2020年11月までの累計実績値のいずれかにおいて当該各期間の連結の経常利益が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（i）5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで

（ii）9億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで

（iii）12億円を超過した場合、全ての本新株予約権

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 1. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 3. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記1. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1. (3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記1. (4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記1. (6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記2. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

別紙6：株式会社シック・ホールディングス第2回新株予約権の内容

株式会社シック・ホールディングス 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,026円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年3月1日から2026年2月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社アクトコールの2019年12月から2020年11月までの累計実績値、株式会社アクトコールの2020年12月から2021年3月までの累計実績値及び当社の2021年4月から2021年11月までの累計実績値の合計値、当社の2021年12月から2022年11月までの累計実績値のいずれかにおいて、連結の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として2023年3月1日以降行使することができる。

(a) 経常利益が 6.5 億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 経常利益が 8 億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(c) 経常利益が 10 億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益の判定においては、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、2023年3月1日以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、上記①で行使可能となった本新株予約権に対し、すでに行使した本新株予約権を含めて下記(a)乃至(c)の割合を上限として行使することができる。

(a) 2023年3月1日乃至2024年2月29日まで： 3分の1

(b) 2024年3月1日乃至2025年2月28日まで： 3分の2

(c) 2025年3月1日乃至2026年2月28日まで： 3分の3

また、行使可能となる新株予約権の計算において、各新株予約権者の行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記1.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 3. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 1. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 1. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 1. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 1. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 2. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

別紙7：株式会社シック・ホールディングス第3回新株予約権の内容

株式会社シック・ホールディングス 第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,180円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新規発行} & & \text{1株あたり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \\ & & & & & & \text{新規発行前の1株あたりの時価} \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年3月1日から2027年2月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年9月期における当社の経常利益が、15億円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に当該新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した修正後経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、会社都合により当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 1. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 3. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記1. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記1. (3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記1. (4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記1. (6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記2. に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

3. 会社法施行規則第206条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 対価の総数及び割当てに関する事項

1. 株式移転比率

会 社 名	株式会社シック・ホールディングス (株式移転設立完全親会社・持株会社)	株式会社アクトコール (株式移転完全子会社・当社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、持株会社の単元株式は、100株です。

2. 持株会社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：11,253,700株

上記新株式数は当社の発行済株式総数11,253,700株（2020年10月末時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生直前において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、決定次第お知らせいたします。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が保有する当社株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

② 持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金及び準備金等の額については、以下のとおりです。

(資本金) 金101百万円

(資本準備金) 金0円

(利益準備金) 金0円

(その他資本剰余金) 株主資本等変動額から資本金及び資本準備金の合計額を控除した額

上記内容は、機動的な資本政策の実現かつ相当額を内部留保すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断します。

(2) 新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式移転に際して、当社が発行している新株予約権については、当社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて同等の持株会社の新株予約権が交付され、割り当てられることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると考えております。

(3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
ふく ち たい 福 地 泰 (1979年12月12日)	2002年 4 月 (株)リロケーション・ジャパン 入社 2005年 9 月 (株)アセットデザイン 入社 2006年 2 月 (株)インサイト 入社 2014年11月 (株)イーガイア 取締役 (現任) 2015年 2 月 (株)インサイト 取締役 2016年 3 月 同社 代表取締役社長 (現任) 2018年 3 月 当社 執行役員 2018年12月 当社 執行役員社長代理CEO 2018年12月 (株)IS review 代表取締役 2019年 2 月 (株)アクトクロス 取締役 2019年 2 月 当社 代表取締役社長 (現任) 2020年 4 月 (株)IS review 取締役 (現任) 2020年10月 (株)T S U N A G U 取締役 (現任)	(1) 72,400株 (2) 72,400株
すず き りょう すけ 鈴 木 良 助 (1973年11月17日)	2002年12月 GEキャピタルリーシング(株)(現 三井住友ファイナンス&リース(株)) 入社 2009年 6 月 (株)光通信 入社 2011年10月 (株)インタア・ホールディングス 管理本部長 2013年 6 月 同社 取締役 2019年11月 当社 入社 2019年11月 当社 経理財務ユニット チーフマネージャー 2020年 2 月 (株)アクトクロス 監査役 2020年 3 月 当社 経営管理本部 部長 2020年10月 当社 執行役員 経営管理本部 本部長 (現任) 2020年10月 (株)T S U N A G U 監査役 (現任)	(1) 0株 (2) 0株

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
おおはしひろゆき 大橋弘幸 (1976年6月19日)	2009年 4 月 (株)光通信 入社 法人事業本部業種特化事業部 部長 2016年 8 月 (株)MEモバイル 取締役 (現任) 2017年 4 月 (株)光通信 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部 部長 2018年 4 月 同社 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部 執行役員 2018年11月 (株)ひまわりでんき (現 (株)グランデータ) 取締役 (現任) 2019年 4 月 (株)光通信 事業部Grp アライアンス・未上場管理事業部 執行役員 (現任) 2019年 6 月 (株)エフティグループ 取締役 (現任) 2020年 2 月 当社 取締役 (現任)	(1) 0株 (2) 0株
すえよしあきひろ 末吉章寛 (1984年11月26日)	2009年 4 月 (株)光通信 入社 2014年11月 同社 管理本部長室 部長 2015年 4 月 同社 財務戦略部・広報IR部 部長 (現任) 2020年 2 月 当社 取締役 (監査等委員)	(1) 0株 (2) 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 福地泰氏は、当社子会社の代表取締役として長年当社グループの企業価値向上に貢献するとともに、2018年3月に当社執行役員に就任し、また当社代表取締役社長に就任後は、グループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、持株会社の取締役候補者いたしました。
3. 鈴木良助氏は、過去5年以内において、当社親会社である株式会社光通信の子会社である株式会社インタ・ホールディングスの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
- 同氏は長年に亘り企業の財務経理部門に携わり豊富な経験と知見を有し、当社入社以後も、経営管理本部の責任者として当社の健全かつ適切な運営を果たしており、今後も企業価値向上や組織体制強化への貢献に期待できることから、持株会社の取締役候補者いたしました。
4. 大橋弘幸氏及び末吉章寛氏は当社親会社である株式会社光通信の業務執行者であり、過去5年間のにおいても同社の業務執行者でありました。なお、両氏の同社における過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

5. 各候補者の所有する当社の株式数は、2020年10月31日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社の株式数 (2)割当てられる持株会社の株式数
しば た りょう 柴 田 亮 (1988年4月26日)	2014年 4 月 (株)光通信 入社 2019年 2 月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2020年 4 月 (株)光通信 財務本部財務企画部 部長（現任）	(1) 0株 (2) 0株
よし おか たけし 吉 岡 毅 (1960年2月5日)	1984年 3 月 最高裁判所 裁判所事務官 1986年 4 月 東京地方裁判所 裁判所書記官 1990年 4 月 司法修習生 1992年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 山本政敏法律事務所 入所 1994年 4 月 小川休衛法律事務所 入所 1999年 4 月 吉岡毅法律事務所設立 代表弁護士 2012年 3 月 特定非営利活動法人うりずん 理事（現任） 2014年 4 月 日本弁護士連合会 事務次長 2014年11月 石澤・神・佐藤法律事務所 パートナー 2018年 5 月 奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー（現任） 2019年 4 月 国民年金基金連合会 評議員（現任） 2020年 2 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）	(1) 0株 (2) 0株

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当 社の株式数 (2)割当てられ る持株会社の 株式数
お 小 形 聡 (1968年9月8日)	1991年 4 月 (株)INAX (現 (株)LIXIL) 入社 2001年 3 月 平成会計社 (現 税理士法人令和会計社) 入社 2003年 5 月 税理士登録 2005年 9 月 東京会計社 (小形聡税理士事務所) 創業 2007年 7 月 株式会社東京会計社 (現 株式会社GALAPアソシエ ト) 設立 代表取締役 (現任) 2010年 5 月 GALAP税理士法人設立 代表社員 (現任) 2011年 2 月 GALAP行政書士事務所設立 代表 (現任) 2015年 4 月 社会福祉法人子の神福祉会 監事 (現任) 2015年12月 (株)TNリレーションズ 代表取締役 (現任) 2015年12月 (株)レッドフイーン 監査役 2020年 2 月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	(1) 0株 (2) 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定
 もありません。
2. 吉岡毅氏及び小形聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柴田亮氏は、当社の親会社である株式会社光通信の業務執行者であり、過去5年間ににおいても同
 社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社に
 おける地位及び担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
4. 吉岡毅氏は、弁護士としての高度な専門的知識と企業法務や事業承継等の実務を通じて培われた
 企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及
 び適正性の見地から適切な助言・指摘を行っており、持株会社においても社外取締役としての職
 務を適切に行うことができると判断し、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者といまし
 ました。
5. 小形聡氏は、企業経営の経験並びに税理士としての高度な専門的な知識に基づき、当社の業務執
 行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・指摘を行っており、持株
 会社においても社外取締役としての職務を適切に行うことができると判断し、持株会社の監査等
 委員である社外取締役候補者といしました。

6. 当社は、吉岡毅氏及び小形聰氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役役に就任した場合には、持株会社は定款に基づき両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 吉岡毅氏及び小形聰氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役役に就任した場合には、持株会社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

8. 各候補者の所有する当社の株式数は、2020年10月31日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の会計監査人に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	なぎさ監査法人	
事 務 所 所 在 地	大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号	
沿 革	2004年9月1日設立	
概 要	構成人員（2020年10月31日現在） 代表社員・社員 5名 公認会計士（非常勤含む） 7名 米国公認会計士（非常勤含む） 1名 その他 6名 合計 19名	

（注）なぎさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が、専門性、独立性及び適切性を有し、持株会社の監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっていると判断したためであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 、 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふく ち たい 福 地 泰 (1979年12月12日)	2002年4月 (株)リロケーション・ジャパン 入社 2005年9月 (株)アセットデザイン 入社 2006年2月 (株)インサイト 入社 2014年11月 (株)イーガイア 取締役(現任) 2015年2月 (株)インサイト 取締役 2016年3月 同社 代表取締役社長(現任) 2018年3月 当社 執行役員 2018年12月 当社 執行役員社長代理CEO 2018年12月 (株)IS review 代表取締役 2019年2月 (株)アクトクロス 取締役 2019年2月 当社 代表取締役社長(現任) 2020年4月 (株)IS review 取締役(現任) 2020年10月 (株)T S U N A G U 取締役(現任)	72,400株
2	【新任】 すず き りょう すけ 鈴 木 良 助 (1973年11月17日)	2002年12月 GEキャピタルリーシング(株)(現三井住友ファイナンス&リース(株)) 入社 2009年6月 (株)光通信 入社 2011年10月 (株)インタア・ホールディングス 管理本部長 2013年6月 同社 取締役 2019年11月 当社 入社 2019年11月 当社 経理財務ユニット チーフマネージャー 2020年2月 (株)アクトクロス 監査役 2020年3月 当社 経営管理本部 部長 2020年10月 当社 執行役員 経営管理本部 本部長(現任) 2020年10月 (株)T S U N A G U 監査役(現任)	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 、 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	おお 橋 弘 幸 (1976年6月19日)	2009年 4 月 (株)光通信 入社 法人事業本部業種特化事業部 部長 2016年 8 月 (株)MEモバイル 取締役 (現任) 2017年 4 月 (株)光通信 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部 部長 2018年 4 月 同社 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部 執行役員 2018年11月 (株)ひまわりでんき (現(株)グランデータ) 取締役 (現任) 2019年 4 月 (株)光通信 事業部Grp アライアンス・未上場管理事業部 執行役員 (現任) 2019年 6 月 (株)エフティグループ 取締役 (現任) 2020年 2 月 当社 取締役 (現任)	0株
4	【新任】 すえ よし あき ひろ 末 吉 章 寛 (1984年11月26日)	2009年 4 月 (株)光通信 入社 2014年11月 同社 管理本部長室 部長 2015年 4 月 同社 財務戦略部・広報 I R 部 部長 (現任) 2020年 2 月 当社 取締役 (監査等委員)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福地泰氏は、当社子会社の代表取締役として長年当社グループの企業価値向上に貢献するとともに、2018年3月に当社執行役員に就任し、また当社代表取締役社長に就任後は、グループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。
3. 鈴木良助氏は、過去5年以内において、当社親会社である株式会社光通信の子会社である株式会社インタア・ホールディングスの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
- 同氏は長年に亘り企業の財務経理部門に携わり豊富な経験と知見を有し、当社入社以後も、経営管理本部の責任者として当社の健全かつ適切な運営を果たしており、今後も企業価値向上や組織体制強化への貢献に期待できることから、取締役候補者といたしました。
4. 大橋弘幸氏及び末吉章寛氏は当社親会社である株式会社光通信の業務執行者であり、過去5年間においても同社の業務執行者でありました。なお、両氏の同社における過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 柴田亮氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

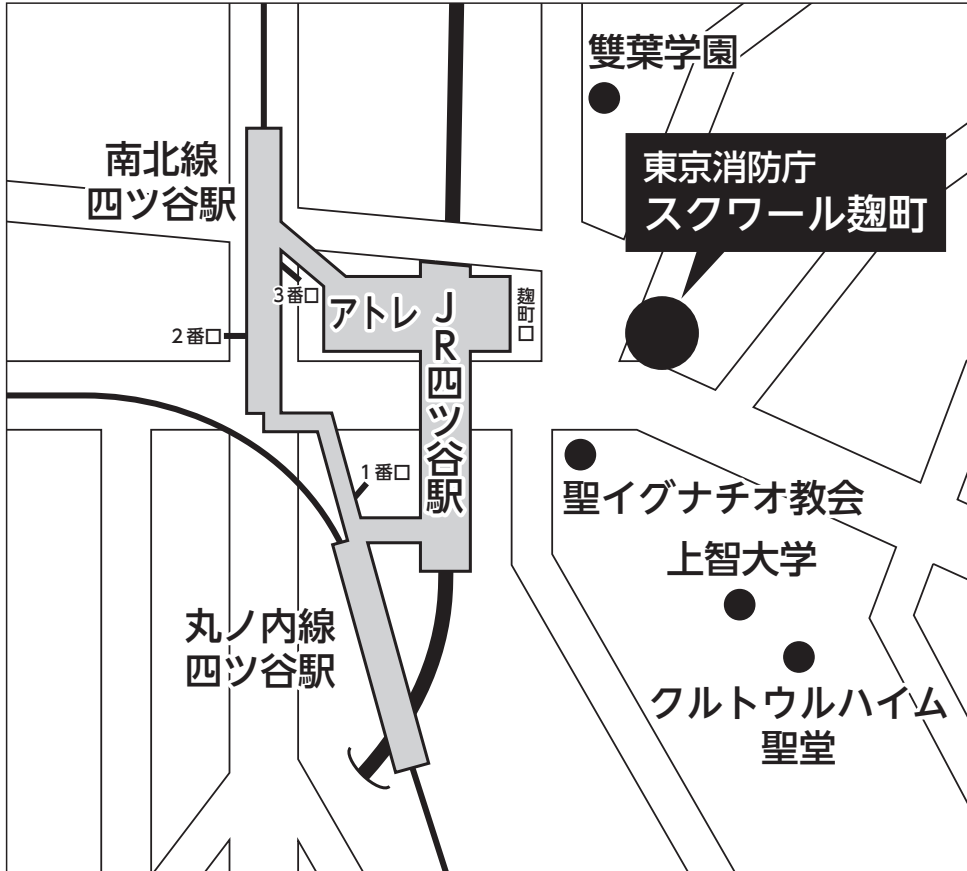
氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
しば た りょう 柴 田 亮 (1988年4月26日)	2014年 4 月 (株)光通信 入社 2019年 2 月 当社 取締役(監査等委員) (現任) 2020年 4 月 (株)光通信 財務本部財務企画部 部長(現任)	0株

(注) 柴田亮氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は、当社の親会社である株式会社光通信の業務執行者であり、過去5年間ににおいても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町6丁目6番地
東京消防庁スクワール麹町 3階 錦華
電話 03-3234-8739



交通：JR中央線四ツ谷駅 麹町口より 徒歩約30秒
東京メトロ丸ノ内線四ツ谷駅 1番口より 徒歩約3分
東京メトロ南北線四ツ谷駅 3番口より 徒歩約1分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいませ
お願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。